

## 出願資格の詳細

出願できる資格等については次の通りです。

1. 日本国籍の方。
2. 日本国籍以外の方は次の在留資格等を有する方。

法定特別永住者

永住者

日本人の配偶者等

永住者の配偶者等

定住者

※在留資格は「出入国管理及び難民認定法」によるものです

「法定特別永住者」は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」によるものです。

「定住者」については、永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたものに限ります。

2の条件で出願される方は「在留カード（写し）」「特別永住者証明書（写し）」「住民票の写し（原本）」等、在留資格・在留期間が明記されているもの、いずれか1点を提出してください。

3. 高等教育修学支援新制度適用者（休・停止中を含む）、休学者は、出願できません。
4. 本学の他の減免制度を併用する場合は、減免額が年間授業料を超えない範囲の給付とします。
5. 令和4（2022）年5月1日現在で、休学中の者のうち、休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者、令和4（2022）年5月1日現在で、履修登録していない者のうち、未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者は、出願できません。
6. 出願者は、減免の給付後に、年度途中で休学または退学した場合、あるいは武蔵野美術大学学生懲戒手続に関する規則により減免が取り消された場合は、減免された授業料を大学へ返還する義務を負います。

以上